○大隅肝属広域事務組合財産規則

平成21年４月１日

大隅肝属広域事務組合規則第17号

肝属地区一般廃棄物処理組合財産規則（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合規則第15号）の全部を改正する。

改正

令和４年３月29日規則第３号

大隅肝属広域事務組合財産規則

（趣旨）

第１条　大隅肝属広域事務組合における財産の取得、管理及び処分に関する事務については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（財産の取得、管理及び処分に関する事務）

第２条　財産の取得、管理及び処分に関する事務については、鹿屋市財産規則（平成18年鹿屋市規則62号）の例による。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月 29 日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。